

令和3年度指定居宅介護支援事業所
集団指導（第2回）

資料4

連絡事項・その他

南部町 福祉介護課

1.令和 3 年 4 月 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準改正

➤内容及び手続の説明及び同意

【居宅サービス計画のサービス割合】

- ①前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ②前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

サービス提供の開始に際し、あらかじめ①、②について**文書を交付し説明を行い、署名を得る**こと。※文書の交付、説明の時期は、6 ヶ月ごとではなく、サービス提供の開始時になります。

【勤務体制の確保】

性的な言動又は優越的な関係（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等）について

- ①事業者の方針の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 → **令和 4 年 4 月 1 日義務化**

2.令和3年10月 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準改正

➤指定居宅介護支援の具体的取扱方針

【ケアプランの町への提出】

第13条18号の3 関係

- ①区分支給限度基準額に占める割合 70%以上
かつ
- ②訪問介護費の総額に占める割合 60%以上
- ①又は②の割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は
居宅サービス計画を町に届け出る必要があります。
※基準に該当する事業所には連絡させていただきます。

介護給付適正化の一環

高齢者向け住宅等に居住する者のケアプラン

- ①区分支給限度基準額の利用割合 が高い
かつ
- ②利用サービス種類とその利用割合 が高い

町へのケアプラン提出は、別添資料にて介護保険班まで届け出て
ください。

3.令和 3 年 4 月介護報酬改定関係

▶長期間利用の介護予防リハの評価の見直し

介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、長期利用の場合の評価の見直しが行われます。

①介護予防訪問リハビリテーション

5 単位／回減算

②介護予防通所リハビリテーション

要支援 1 の場合 **20 単位／月減算**

要支援 2 の場合 **40 単位／月減算**

①、②とも利用開始日の属する月から12月を超えると減算されますので、令和3年4月時点で利用されている利用者は令和4年4月サービス提供分から減算になります。

今後は、リハビリの進行状況の評価（長期利用の必要性、リハビリ目標の達成など）することや支援内容の見直しも検討してください。

別添資料

- 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）
- 区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が大部分を占めるケアプランの届出書（兼理由書）
- 区分支給限度基準額の利用割合が高く、同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランの届出書（兼理由書）

年 月 日

（あて先）南部町長

事業所名	
介護支援専門員氏名	

南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 16 条第 20 号、21 号の規定に基づき届け出ます。

被保険者	被保険者番号	0	0	0								
	氏名	(フリガナ)										
	住所											
認定期間		年 月 日～ 年 月 日										
計画作成の区分		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更										
居宅サービス計画作成日		年 月 日										
訪問介護（生活中心型）の回数 <small>※該当する区分の欄に回数を記入</small>	要介護状態区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5						
	基準回数	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回						
	計画上の回数	回	回	回	回	回						
基準の要件に該当する理由 <small>※居宅サービス計画に詳細な理由が書かれている場合は概要のみ記入</small>												
提出書類チェック <small>※「確認」欄にレチェック</small>	確認	提出書類				確認	提出書類					
		事例確認表					サービス利用票〔第 6 表〕					
		居宅サービス計画書〔第 1～3 表〕					サービス利用票別表〔第 7 表〕					
		サービス担当者会議の要点〔第 4 表〕					訪問介護計画書の写し					
		課題分析・課題整理総括表										
町記入欄	提出書類		点検・検証結果及び見直し内容							受付印		
	生活保護											
	内容点検											
	備考											

